

令和3年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和3年11月29日（月曜日）

議事日程第1号

令和3年11月29日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第86号
- 日程第6 議案第102号
- 日程第7 議案第87号から同第89号
- 日程第8 議案第90号、同第92号及び同第96号
- 日程第9 議案第91号
- 日程第10 議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで
- 日程第11 議案第95号
- 日程第12 陳情第5号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第86号
- 日程第6 議案第102号
- 日程第7 議案第87号から同第89号
- 日程第8 議案第90号、同第92号及び同第96号
- 日程第9 議案第91号
- 日程第10 議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで
- 日程第11 議案第95号
- 日程第12 陳情第5号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	五十嵐	久英君	市民部長	渡辺	成剛君
産業部長	斉藤	喜代志君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	嶋田	猛君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
ガス水道局長	樋口	昭人君	消防長	小林	正広君
教育長	轟本	修一君	教育次長	磯野	茂君
教育委員会こども課長	磯野	豊君			

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	松村	伸一君
主査	川原	卓巳君			

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和3年第5回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田原洋子議員、15番、中村 実議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、11月22日と本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。私ごとではございますが、皆さんに多大なるご心配をかけて申し訳ございません。リハビリ中ではございまして、聞き取りづらいかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

去る11月22日と本日9時30分に、議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

本日招集されました第5回市議会定例会に提案された議案は、お手元配付の議案書のとおり、議案の一部改正が5件、令和3年度補正予算が6件、指定管理者の指定が1件、契約の締結が1件、人事案件が1件、その他が3件の17件のほか、諮問案件が3件です。

このうち、議案第86号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）及び議案第102号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本日初日に、議案第101号、教育長の任命について及び諮問第2号から第4号までの人権擁護委員候補者の推薦については、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

また、議案第100号、第3次糸魚川市総合計画基本構想の策定については、11月30日発表

の国勢調査の数値を反映したものとしたいため、後送分として、12月3日の一般質問の日に上程、質疑の上、所管の総務文教常任委員会へ付託の上、審査することとしております。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで意見の一致を見ております。

次に、会期及び日程について申し上げます。

会期は、本日29日から12月16日までの18日間とし、日程は、お手元配付の日程表のとおりです。

また、一般質問は15人となり、3日間で人数を割り振ることとしたことから、12月8日を休会といたします。

次に、陳情の取扱いについて、申し上げます。

陳情第5号、コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出の陳情1件が、受理されております。こちらは、建設産業常任委員会へ付託の上、審査することとしています。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてです。

継続審査となっておりました音響設備の改修については、議場内のカメラとスピーカーの設置について、事務局より、当初予定していた工事発注から、より多くの業者が入札に参加できる備品発注とするという報告を受け、事務手続を進めることで、意見の一致を見ております。

委員会における市外調査の取扱いについては、今年度について市外調査を中止とし、ワクチン接種の効果等を勘案し、現状を見る中で中止解除もあり得るということとして、見合わせてきたところであります。

その後、現状では、ワクチン接種も進み、新型コロナの感染状況がかなり改善したことから、十分な感染対策を取り、受入れ側の状況を見た上で、年明けから可能とすることとしています。

捺印廃止に伴う規則等の改正については、行政における市全体の補助金交付規則について、捺印を廃止することになったことに伴い、市議会の各種規定における申請様式の中で、市からの補助金に係るものとして捺印の表示を残していた、糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、糸魚川市議会政務活動費の経理及び運用基準の2件のほか、糸魚川市議会意見交換会実施要領について、捺印の表示を削減することとしています。

委員会におけるパーソナルコンピュータ使用基準の改正については、現状に合わせた規定とすることについて了承し、今後、現実に即した使い方ができるよう継続して審査することとしています。

このほか、委員より、糸魚川市議会政治倫理規則の改正についての見直しの提案があり、今後、調査していくこととしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和3年第5回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算や条例改正など、20件の議案のご審議をお願いしたいものでございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告申し上げます。

11月29日現在65歳以上の高齢者の接種については、2回目の接種完了が94.6%であり、12歳以上の対象者全体では、1回目が91.5%、2回目が90.9%であります。

また、3回目の追加接種につきましては、国からの指示に基づき医師会や医療関係者と連携しながら準備を進めており、1月中旬から接種を行う計画といたしております。

2点目に、明治安田生命保険相互会社及び大塚製薬株式会社との連携協定の締結について、ご報告します。

11月22日に明治安田生命保険相互会社と健康増進等に関する連携協定、26日には大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結いたしました。

明治安田生命保険相互会社とは市民の健康増進や市民サービスの向上を図ること、大塚製薬株式会社とは地域社会の活性化と市民の安全・安心な暮らしの確保を目的に、様々な分野において連携を深め、市民サービスの向上につなげてまいります。

3点目に、NHKブラタモリの放映について、ご報告申し上げます。

既に報道等でご承知かと思いますが、NHKブラタモリで、2週にわたり当市を取り上げ、放送いただきました。今回の放送により、当市の魅力や、これまで取り組んできたジオパーク活動を全国にアピールできたものと考えており、アフターコロナに合わせて、さらに糸魚川の豊かな自然や独自の文化、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信してまいります。

最後に、財務省主催、車座対話について、ご報告申し上げます。

去る11月27日、財務省主催の車座対話が、当市役所を会場に開催されました。財務大臣と当市の市民が直接対話し、様々な分野の皆様との意見交換が行われ、その後、大臣は、駅北地域の復興の様子をご視察いただきました。

市といたしましては、この機会に地方財源の確保などを盛り込んだ財政支援に関する要望を行っております。

以上、4点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の10月14日及び11月16日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、10月14日に調査を行った第3次総合計画の策定について、報告いたします。

担当課より、冒頭、第3次糸魚川市総合計画案は、昨年度設置した糸魚川市総合計画審議会で調

査・審議が行われ、10月7日に中間答申を受けたもので、基本構想については、目指すまちの将来像、まちづくりの重点課題、課題を克服するための目標と取組の方向性を示した施策の大綱で構成されている。本市が目指す理想のまちの将来像を、審議会での委員の皆様の意見や庁内での検討を踏まえて、第二次総合計画の「翠の交流都市、さわやかすこやか、輝きのまち」を継承するという説明がありました。

委員より、翠という言葉から、ヒスイだとか糸魚川市全体の文化や地形まで含めた意味と取る人は、まずいない。「翠の交流都市、さわやか、すこやか、輝きのまち」耳触りはよいが、何も具体的なものが示されていない。市民に対して分かりやすくする必要がある。2大重点課題については、時代を守る産業づくりや、いかに稼いでいくかという産業や経済のキーワードが必要。検討してもらいたいという質疑があり、翠の交流都市というのは、新市建設計画をつくるときにも議論があった部分。翠というと糸魚川ヒスイに代表される自然資源、人という地域資源から糸魚川のよさを分かってもらい、ここにいる人間も気づきを得て、新たな展開をして輝いていくというふうに捉えている。人口減少対策、住み続けたくなるまちづくりという中にも経済の部分は入ってくる。審議会の中でも、人口減少社会の対応という表現ではネガティブで、前向きな表現にしましょうという意見があったことから「住み続けたくなるまち」という表現になった。経済の部分では、仕事がなければ住み続けられないので、そのような要素を取り入れたいという考えでつくっていると答弁がありました。

委員より、人口の目標達成指数について、人口が減少していくという大前提があって、推計でこういう人口になるという表現。理想の形に近づいていこうというものが表現されていない。高齢者が多くても持続可能なまち、若者が特別な取組をしたら人口が増えて活気づくなど、業態が示されていない。こういう人数で、この業態であれば持続可能になっていくという話があれば分かりやすい目標になる。持続可能な糸魚川であってほしいという思いから、ずっとここで生まれ育って学んでいけるという安心感。そういったところが見えてくると、糸魚川の目指すものが分かりやすくなる。特色のあるまちとして、分かるような形にしてもらいたいという質疑があり、人口を持続可能なまちづくりにするためには、出生率を上げて、さらに高齢化の部分に関しては、健康寿命を延ばしていく。それぞれ様々な角度からの取組が必要になってくる。その様々な角度の分野ごとに目標指数を立てている。これを達成すると、最終的に示している人口の目標達成指数に反映されてくる。見せ方については、研究をしていかなければならないと答弁がありました。

委員より、高齢化率は予想よりも進行していく。若者定着はスパイラルでもっと減っていく。危機感を持つべき。今後7年間の計画をつくるには、重点項目ではなく緊急事態項目を上げないと、人口問題はクリアできないという意見など、このほかにも多くの質疑等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、11月16日に調査を行った、いじめ・不登校について、報告いたします。

担当課より、教育相談件数の誤りが発生、把握した経過と対応であるが、事務報告書は、前年度の出納整理期間終了後、各課の事務内容を記載してある。各担当職員が、数値の集計や取りまとめを行い、作成するものである。作成時には、係内、課内全体で、内容や数値に誤りがないかチェックすることになっている。本事案については、数値の合計等を確認することのみであった。そのため内容の妥当性については、複数の職員によるチェック体制が機能せず、誤りを見過ごすこととな

ってしまった。9月上旬、ほかの課より、教育相談件数の数値について指摘を受け、確認したところ、集計に誤りがあることを確認、把握した。誤りの原因調査を行い、9月下旬に教育委員会として修正数値を確定した。数値の修正について事務報告を取りまとめている総務課に報告するとともに、正しい数値について、再度の修正がないよう基の資料を当たり、調査をし直した。全議員に事務報告書を配信していることから、数値の修正については、市議会への報告及び説明が必要であるため、訂正文と正誤表を作成して全議員に配付するとともに、11月1日の市議会全員協議会で報告、謝罪、再発防止策を説明したという説明があり、委員より、9月定例会は、9月2日に議会運営委員会があり、9月3日から8日まで一般質問があり、9月13日には総務文教常任委員会があり、肝腎要の決算審査が14日から16日という日程になっている。一番大事な14日から16日の間に間に合えば、このような問題にならない。ほかの課から指摘を受けた日が分からないということと、その後の対応についてどういう迷いがあったのか、数字の扱いが難しかったのか、その辺りの説明がないと、ただの怠慢ということになる。未整備な資料の下に決算審査が終わってしまったということは残念であったが、せめて数字の事実関係は確認できないとしても、議会に一報を入れてほしかったというのが正直なところである。誤りを発見したら、すぐ報告というのが第一義である。決算審査は議会が担っていることなので、担当課の判断がどうであったか説明を聞きたい。9月上旬に他課から指摘を受けたというが、行政の資料として問題がある。何月何日に指摘を受けたということをきちんと報告してもらいたいという質疑があり、担当課が、他課から数値の指摘を受けたのは9月6日である。その後、課内で教育相談件数の数値に誤りがあるという報告を受けた際に事務報告書の誤りであるという認識がなく、正しい数値や誤りの原因を究明することを指示した。今となっては、不手際であったと感じている。9月17日に再度報告を受けた際に、事務報告書の誤りであるということを認識した。誤りの原因が明らかになった9月22日に、総務課に報告をしたという答弁がありました。

委員より、議会は市民の負託を受け、市から上がってくる結果を審査する。そこが間違っただけで審査したということは、本当に残念なことであり、今後あってはならないことである。不祥事防止の面でも、公益通報であるとか指摘する側のことも考えてほしい。真摯に受け止め、対応していかなければよくなっていかない。今後とも厳しく対応してもらいたいという意見があり、9月6日に指摘を受けてから、処理に時間がかかったということ。それ以前に、当初作成した資料の集計ミス、チェック体制がなかった。この両面がある。これについては、議会の皆さんが、決算審査の段階で正しい資料に基づかないで審査したという可能性が高いと思う。このようなことがないように、今後もしっかり取り組むよう全課に指示を行うと答弁がありました。

ほかの委員より、教育委員会であるとか教育相談センターの指導主事、現場に当たる職員が多忙なのではないかということをお心配している。参考資料にある相談件数をこなしていくには、人が少ないところを懸念している。再発防止策ということでチェック機能ということもあるが、相談員や職員の増員ということも教育委員会の中で考えてほしいという意見があり、相談員の業務については、相談件数が物語るように多忙である。特に、それぞれの件数、それぞれのお子さん、保護者の皆さんへの対応は、丁寧で慎重に行わなければならない事案が多くある。数だけでは読み取れない苦勞が、その中にある。今年度、教育相談員の数を、短時間勤務の職員を1名増員して対応しているが、今後も負担軽減ということを考えながら、人員の配置について、もう少し業務改

善につながるよう取り組んでいきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

建設産業常任委員会では、10月28日、11月4日、11月24日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、観光振興について、商工業の振興について、中心市街地活性化について、道路行政について、下水道事業についての5項目であります。

まず、観光の振興については、9月30日と10月15日に、委員会協議会として開催しました市内のジオエリア7か所の現地調査及びジオエリアの関係団体や観光関係の団体4団体との懇談会で行われた課題を委員会でまとめ、それに基づいて、10月28日の委員会でジオパーク観光の取組について行政から説明を受け、ジオエリアごとに質疑を交わしております。多くの質疑がございましたが、その主なものをご報告申し上げます。

小滝川ヒスイ峡エリア高浪の池は、白馬山麓国民休養地運営協議会が指定管理者で、課題としては、トイレ数の不足と洋式化、バリアフリーへの対応、スタッフの不足などとの行政の説明に対し、委員より、スタッフの不足と市のサポートについて質疑があり、担当課より、もう一人増やし、園地管理をできる体制を取れば円滑に回る。自転車道の整備も考えており、滞在時間を延ばしていただけるようキャンプ場のアクティビティーをそろえて、稼げる仕組みを考えていると答弁がありました。

また、委員より、ロッジの活用方法について質疑があり、担当課より、展示のリニューアルや体験のメニューづくりを進めたいと答弁がありました。

また、委員より、ビジネスプランづくりへの支援について質疑があり、担当課より、グランピン

グや宿泊の部分で、今後必要となる投資や手続への支援について、管理者と話を進めていきたいと答弁がありました。

その他、通信環境整備や山菜の加工販売について質疑がありました。

また、近隣の木地屋の施設と連携した教育旅行や体験メニューの充実を求める意見が出されています。

次に、蓮華エリアの木地屋の里は、木地屋の里施設管理組合が指定管理者で、課題としては、施設の利用拡大、管理組合の体制強化、木地屋文化の伝承などがある。また、白池森林公園、ヒワ平展望台は、農林水産課所管の施設であり、管理を大所区に委託し、課題として国立公園内における環境整備との行政の説明に対し、委員より多くの質疑があり、意見が出されています。

木地屋の里については、木地屋の資料等を次世代に継承するためにも、木地屋の生活文化について理解を深める取組をしてPRに努めること。また、施設に人を呼び込む工夫として、真柏、ヒスイの展示や木を使ったアクティビティーを考えていくこと。また、白池森林公園については、国立公園の制約を守りながら、分かりやすい案内看板を設置するなど、周辺を巡りやすい形を考えていくこと。自然植生を保護しながら、ジオパークの魅力発信に努めていくこととまとめさせていただきました。

次に、糸魚川海岸エリアの、ジオパルの中のジオラマ鉄道模型ステーションは、管理を一般社団法人、糸魚川市観光協会と株式会社ディーディーエフに委託し、課題としては、展示スペースの不足とジオラマ鉄道模型の土台部分の修繕との行政の説明に対し、委員より多くの質疑があり、意見が出されています。ジオパルの鉄道模型に関しては、保守管理に十分注意をすること、また、展示品が増えてスペースが不足していることに関しては、近接する自転車置場スペースへの収蔵庫設置やヒスイ王国館等の利用の検討をしていただきたいとまとめさせていただきました。

また、同じ糸魚川海岸エリアの谷村美術館に関しては、若年層へアピールするようなイベントや記念撮影の機会等で、会場を生かしていくという取組・工夫をしていただきたいとまとめさせていただきました。

次に、えちごトキめき鉄道を活用した観光に対する質疑について、ご報告します。

委員より、利用促進と大糸線との相互乗り入れについて質疑があり、担当課より、大糸線活性化協議会等含め、在来線を活用した旅行商品の開発と交流事業を進めて、多くのお客さんから楽しんでいただける鉄道を通じた観光に取り組んでまいりたい。今までもいろいろやってきたが、自転車を鉄道利用と結びつけられないか策を練っていきたい。いろいろアイデアがあればお聞かせいただきたいと答弁がありました。

次に、弁天岩エリアに対して出された質疑について、ご報告します。

委員より、「恋する灯台」で盛り上げていこうという動きと、昔ながらの弁天岩のよさを伝える地元の方々との話合いについて質疑があり、担当課より、能生商工会のアイデアと活動がある一方で、弁天岩ジオエリアの歴史、文化、景色を生かした誘客が考えられる。ターゲットに応じて誘客を進め、弁天岩、白山神社、尾山のヒメハルゼミ、シーボルトコギセルなど、地質、動植物、文化が一体となったエリアとして、ジオパークと弁天岩の魅力をPRしていく必要があると答弁がありました。

次に、糸魚川市観光協会との意見交換において出された課題について、質疑が交わされています

のでご報告します。

一般社団法人糸魚川市観光協会は商工観光課の所管であり、一般会計から補助金などを支出しており、令和2年度決算額は4,152万円。課題としては、組織体制の強化、事業として取り組むレンタサイクルの充実などがあり、引き続き、地域活性化企業人制度の活用や、県と連携した久比岐自転車道を中心とした自転車の活用を進めたいと担当課の説明がありました。

委員より、マリンドリームのレンタサイクルの充実について質疑があり、担当課より、3台のレンタサイクルを設置しているが、今後イーバイクの普及が進む状況を見ながら、新潟県と協議して、台数を増やす方法を模索していると答弁がありました。

また委員より、組織体制の強化について質疑があり、担当課より、誘客キャンペーン、SNSでの発信、ポスターのデザイン募集等を進めているが、誘客を進める組織編成と旅行商品をつくる専門家の採用で組織体制を強化すると答弁がありました。

委員会として、レンタサイクルの数及び種類の充実を図ること。また、誘客に向けて観光協会の職員として、外国人対応や旅行商品開発ということで、質の向上を目指していただきたいとまとめさせていただきました。

次に、権現岳エリア柵口温泉権現荘に対して出された質疑について、ご報告します。

柵口温泉権現荘は能生事務所所管の施設であり、株式会社能生町観光物産センターが指定管理者で、課題としては、コロナ禍における経営戦略や市内外への宣伝戦略などがある。現在ワーケーション事業に取り組んで、平日の空き部屋の活用を図っていると担当課の説明がありました。

委員より、コロナ禍における経営戦略、市内外への宣伝戦略と地元の方の利用を進める策について質疑があり、担当課より、親しみやすい権現荘ということにも新たに取り組んでおり、具体的には、お年寄りの集い、サロンという形で各区単位で声がけをし、朝からお出かけいただいて、輪投げやスカットボールというニュースポーツをして、お風呂に入って、食事を取って、お帰りいただく、日帰りの比較的低価格のプランが、徐々にではあるが、実績が伸びていると答弁がありました。

また委員より、日帰り風呂の利用時間や宿泊者の食事がコロナ対応と思うが、利用者の評判がいまひとつで、改善できないかとの意見があり、委員会としては、今のコロナ禍においても、地元客に利用される施設となるような見直しをしていただきたいとまとめさせていただきました。

また、委員より、新型コロナウイルス感染症がかなり収まってきたので、スキー客の宿泊等を見込めるが、その戦略と温泉に入ってもらふ誘客の対策については、との質疑があり、担当課より、市の補助金を使いスキー客が宿泊した場合のリフト料金の割引について、日帰り客については入浴の混雑の改善を図り、スキー場からの誘客に努めてまいると答弁がありました。

また、ジオパーク観光の取組の共通の課題ということで質疑を行い、委員より、ジオエリアでは携帯電話が届かないことから、災害があつたり遭難したりしたときに、携帯電話を持っているが通じないことに対策を取っているかとの質疑があり、担当課より、これまでも携帯電話のキャリア、会社に要望してきたが、住んでいる方がいらっしゃるところが優先され、現時点での山間地、携帯電話が繋がらない場所の対応は、大変厳しい状況である。市としてそういう電波塔を建てると莫大な費用を要するので、時代の変化を見て、引き続き要望をしながら、少しでも広いエリアで携帯電話がつながるように努めてまいりたいと答弁がありました。

観光振興については、ほかにも多くの質疑が交わされ、意見が出されましたが、割愛いたします。

以上で、観光振興についての部分の報告を終わります。

次に、商工業の振興については、10月28日と11月24日の委員会で、サテライトオフィスの計画と運営について調査しておりますので、一部をご報告いたします。

10月28日は現地調査を行い、担当課の説明を受け、質疑を行いました。

サテライトオフィス等の整備計画については、今年度、国の地方創生テレワーク交付金を活用して、公共施設1件、民間施設1件の整備を進めており、民間施設は、公募により、株式会社三愛旅行社に決定した。公共施設、民間施設とも、完成は令和4年3月末を予定しており、運営については、公共施設は、今後、管理受託者を公募し、民間施設については、株式会社三愛旅行社が運営することとなる。使用料金については、同様施設の料金を調査して、3月議会に条例の改正が提案される予定と説明を受けました。

美山クラブハウスの施設改修については多くの質疑がありましたが、委員会のまとめとして、施設へのアクセスについて十分に検討いただきたい。敷地内のアクセスについても、併せて再検討いただきたい。また、カフェ機能は必要なことから、検討いただきたい。また、デザイン本位で段差をつくることに対しても、再度検討いただきたい。加えて、施設内からの景観を考慮したものとしていただきたいと意見をまとめさせていただきました。

糸魚川駅前のワークスペースについては、委員より、ワーキングスペースがちゃんと確保できるのかと質疑があり、また別の委員より、仕事をするのに支障のない環境となっているか。また、利用時間はいかがかと質疑があり、これに対して担当課より、次回委員会で平面図等を示して説明したい。利用時間は、事業者と相談して決定するが、基本的に新幹線の終電に近い時間までのオープンと、土日を含めた営業をお願いしていきたいと答弁がありました。

11月24日の所管事項調査は、前回の調査では十分な検討や確認ができなかった点、委員から出された意見への対応について、改めて担当課より説明いただき、質疑を行い、確認しております。ここでは特にの報告することはございません。

次に、中心市街地活性化については、10月28日と11月24日の委員会で駅北広場キターレの運営について、11月24日の委員会でにぎわいの拠点・子育て支援センターの基本構想について、行政から説明を受け、質疑を交わしておりますので、一部をご報告いたします。

キターレの運営については、令和2年度の実績として、利用件数152件、厨房施設の利用は47件、飲食をされた方は累計で7,988人。自主事業は、不定期市キターレの日や定期市、土曜キタ市が、年間40回開催された。また、工作体験事業、DIYワークショップ、手作り体験教室が実施された。また、講座、交流会が2回開催された。視察の受入れとしては20件429名。これら以外にも、指定管理者が実施する事業だけでなく、市民の自発的な新たな活動の場として利用いただいていると担当課の説明がありました。

委員より、今回キターレの管理者が入れ替わることについて質疑があり、担当課より、応募者があったので、指定管理者選定委員会を開催し、12月の定例会で議案として出したいと説明がありました。

また、委員より、キッチンを造った目的の確認と効果について質疑があり、担当課より、キッチンから巣立った方、正式にお店を持った方で、駅北に店を持った方はいない。今現在、キッチンに入っている2組も将来的には町うちでとのことなので、その辺は、またお話をしたいと答弁があり

ました。

また、委員より、高校生の自習のために環境を整えてほしいと要望があり、別の委員より、キターレに人気がなく、入りづらい感じがするが、これで成功していると思うかとの質疑があり、担当課より、平日の昼間で人がたくさんいることはさほどない。夕方に高校生が来たり、イベントのある土日や、健康体操しているお母さん方がいたりという状況だ。成功したかということでは、その一歩目は踏めていると思うし、この後も展開を広げて、人が入りやすい施設としていきたいと答弁がありました。

担当部長より、キターレの建設目的と運営について説明があり、復興に向けて、まちづくりの人材を育て上げていきたいとの思いから、キターレは、人材育成の場という位置づけでスタートし、また、ただの人材育成ではなく、キッチンも、そこから飛び出てチャレンジできる場として造った。キターレは、もともと広場といういろんな人が交流できる、市内のいろんな活動をしている人が交流できる場として建設し、運営もそういった意図を理解した指定管理者がいろんな形で工夫をして運営している。すごい楽しい企画をいろいろやっていただいて、今まで町を歩いていなかった方々が、歩き始めていることが大きな一歩と思っている。引き続き、そういった流れをつくって、まちづくりや地域づくりに活躍する人たちが交流したり育っていく場になっていけばいいと思うし、シェアキッチンも、周辺の空き店舗でチャレンジする人たちが育っていけばいいと思う。そこに対しては、行政としても支援をしてまいりたいと思うと答弁がありました。

1月24日の所管事項調査は、前回の調査では十分な検討や確認ができなかった点、委員から出された意見への対応について、改めて担当課より説明をいただき、質疑を行い、確認をしております。

主なものをご報告いたしますと、委員より、そもそも今現在、指定管理を受けている方々が、なぜ延長しなかったのか理由をとの質疑に対して、担当課より、受託者からの聞き取りでは、行政への不満とか地域に関してのことが理由ではなくて、あくまでもそれぞれの御事情ということで、行政で対応できる部分ではないと判断したという答弁がありました。

また委員より、次の指定管理に向けて、行政側での改善点をどのようにチェックするかとの質疑に対して、担当課より、半期ごとの確認と運営者による評価、1年間の振り返りを基に、目標に対してどうだったか指定管理者の評価を今までしてきた。この施設も含めて、駅北のほうには国の補助金等を入れており、その観点からも、定めた目標に対する定量的な評価というものを、今現在準備しており、議会のほうへ提示したいと答弁がありました。

次に、にぎわいの拠点・子育て支援センターの基本構想については、冒頭、委員長より、子育て支援センターを井上商会跡地及び旧東北電力ビル建物と敷地を使って建設するための計画の背景となることについて、駅北まちづくり戦略を基に説明をして、担当課が市内各地での説明会に使っている資料等に基づいて質疑を行っております。

主なもののみご報告いたします。

委員より、計画敷地について、旧東北電力建物の利用について、地域住民からの要望の取り入れについて、教育委員会の出先機関が建物内に入ることについて質疑があり、また、今の敷地及び東北電力ビルのところまで拡張して使う場合には、どういった複合用途になっていくのかとの質疑に対して、担当課より、今、行政側で考える子育て支援を中心とした機能プラス、それに関わる職員

の部分、それに市民から聞いた意見により、建物の計画面積を検討してみて井上商会倉庫跡地部分の中で完結できるのか、あるいは旧東北電力ビルの北側の部分を使うことになるのか。さらには施設規模が増大し、市民のニーズを考慮して、井上商会倉庫跡地、旧東北電力ビルを壊して全体を使うかについては、ケース分けが生じてくる中で、市が決定する方向性を持って、これから検討を加えていくと答弁がありました。

また委員より、にぎわいを創出する検討の中で、子育て支援というワードが出たことと、保護者のアンケートで室内遊戯場のニーズがあったということから、今の計画地になったことは理解できたが、ママたちがイメージしているものと何かずれているんじゃないかと思った。計画地については、ここでしか子育て支援の施設はできないということなのか。例えば、庁舎内に子育て支援センターがあってもいいし、ほかに浦本小学校とか廃校の利用を検討する余地はあるんじゃないか。駅北で計画していくということを決まっているのかとの質疑に対し、担当課より、あそこで子育て支援施設を中心としたものを造ろうとしたことは、皆さんのニーズがあつてのことだ。あと行政課題として、子育て支援センターというのが手狭になっていること、駅北のにぎわいにつながっていくことなどが必要であると考え、その3つの条件を重ね合わせていくと、市役所内でもなければ浦本でもなくて、あそこだということだと答弁がありました。

追加して副市長より、もともと教育委員会の行政課題としてあつた、保護者からのニーズのある屋内の遊戯施設。休日や雨の日に、隣の市の施設を利用している実態があると聞き、そういったものを市内のどこかに整備したいという考え方が1つ。

もう一つは、やまのい保育園内の発達支援センターめだか園のスペースが狭くなってきたため、その拡張には、今のやまのい保育園にある子育て支援センターを移設させたいということで、その先をずっと探していたところ、スペース的に今のにぎわいの拠点施設の部分がいいのではないかという議論が庁内に出てきて、そこに整備をしていけばいいという考え方で今まで進んできた。ただ子育て支援施設を造ってにぎわうかといえば、そういうことではなくて、そこに人の流れができて、近辺のお店屋さんに寄っていただくとか、そういったことも踏まえて、そこがにぎわうのではないかと考え、計画として進んできたと答弁がありました。

これに対して委員より、そうであれば、使いやすい施設、使われる施設にしていきたいと思う。駐車場から距離があることや、たまたま周りに廃虚のビルがあるからその一部を使うという説明を聞くと、使いやすいとか利便性とか、使う人たちのことよりも行政の都合で、その場所でそういうふうにご利用したいというふうに思えてくると意見があり、また、計画地に関しては、議論を重ねて慎重に決めていただきたいと要望があります。委員長より、さらなる議論をという要望について、今後も調査を続けるということを諮り、そのように決めました。

また、ほかの委員より、旧東北電力ビルの解体建物による敷地の有効利用や、図書館等の施設を設けて、お年寄りから児童、高校生まで利用できるような、そういう幅広い考えで進めてもらいたいと要望が出されています。

なお、旧東北電力ビルの解体費の詳細について委員長より資料請求し、次回の委員会で提示されることになっています。

次に、道路行政については、11月4日の委員会で、除雪体制について調査しておりますので、一部をご報告いたします。

担当課より、昨年の豪雪を受け、一部見直しをした除雪計画書の概要について説明があり、委員より、大型車が動けなくなり渋滞につながる事態への対応について、また、除雪オペレーターの確保について質疑があり、担当課より、渋滞の予防には関係機関と連携して、早い対応に努める。オペレーターの高齢化は、国、県、市で担い手の会議を持ち検討しているが、市としての要望を伝え、必ず回答をしてもらいたいと答弁がありました。

また、委員より、GPS機能の有効活用について質疑があり、担当課より、今、緊急時の路線地図を作っているが、ホームページのeマップに除雪機械をしている路線を掲載して、GPS機能をつけることにより、除雪業者、市民、行政、それぞれの利便性が高まる。担当課としては、積極的に予算要望していきたいと答弁がありました。

副市長からは、GPSシステムは、メリットと費用対効果を見ながら前向きに考えている。降雪時の情報発信が弱いという点については、本部の会議でも、現場の写真とか状況が伝わりにくい部分があり、市民の皆さんはもっと分からないと思う。LINEのアプリで写真の添付が容易になっており、今後そういったものを活用しながら、もっと丁寧に情報発信をしていきたいと思っていると答弁がありました。

このほか、消雪パイプの稼働状況と新規整備について、小学生の通学時に歩道が歩けない場合のメール配信についての質疑がありましたが、詳細は割愛します。

次に、下水道事業については、11月4日の委員会で下水道使用料改定について調査しておりますので、一部をご報告いたします。

担当課より、9月市議会定例会の所管事項調査にて、下水道使用料を令和4年度から改定をした旨の説明をした。その後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している現状で、来年度、水道料金と下水道使用料の同時改定を行うべきかどうか庁内で検討し、コロナ禍における市民生活や市内企業等の経済状況が依然として不透明であることから、水道料金との同時改定により、市民等へさらなる負担を求めることは適当ではないと判断し、下水道使用料の改定を1年見送ることとしたと説明がありました。

また、このことにより、来年度の使用料収入は、税込みで1,335万円の減収となる見込みのため一般会計繰入金が増額になり、また、改定を遅らせる分、今後の収支見直しにも影響が出ると考えている。来年度の早い段階で再度試算を行い、改めて説明させていただく。また、下水道使用料改定の必要性として、自主財源の減少と国庫補助金の交付要件があることをグラフ等資料に基づき詳細な説明を受け、また、今後の下水道使用料改定スケジュール（案）についても説明を受けています。

これに対して委員より、経営戦略についてなど若干の質疑がありましたが、詳細は割愛いたします。

また委員より、今回の下水道の改定の見送りについては、コロナもかなり収束しており、市民もかなり安心感を持ってきていることから、市の財政を考え、見送りをせずにそのまま進めたほうがいいんじゃないかとの意見が出され、これに対し副市長より、水道料金改定の説明会を今やらせていただいているが、その中で、下水道についても今すぐ改定と市民に説明する段階にない状況と併せて、コロナ禍は収束傾向にあるものの、一遍に両方の負担をしていただくのは困難との判断に至って、今回1年見送りをさせていただきたい。このことによる減収見込額については、一般会計の

繰入金でと説明をしたが、経費を縮減するなり内部の調整も含め、できるだけ一般会計の負担が少なくなるように努力はしたいと答弁がありました。

なお、下水道事業については、必要に応じて今後も委員会で調査していくこととしております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項報告といたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

3点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、総務文教常任委員会、11月16日に建設産業常任委員会の委員長のほうから、子育て支援施設について合同で協議したいという申入れがあり、総務文教常任委員会で正式に検討しているんですが、そのときに連携してやる目的について明確な説明がちょっとなかったもので、どういった意向で連携してやりたいのかというところの説明をいただきたいと思います。

2点目は、今、委員長報告の中で、各項目ごとにまとめたというふうに言葉があるんですが、それは、いわゆる議会という委員会の提案者の委員がいて、賛成ということで集約をしてまとめたことなのか、そもそも意見がこういうたくさんありましたというまとめなのか、そのことを行政に対してきちんとまとめたものを提案・提言しているのか、ただ委員会の中の意見を、ただまとめただけなのか、ちょっとその辺の意味合いが分からなかったので、その辺の説明を求めたいと思います。

あと、子育て支援センター云々の話があるんですけども、ちょっと気になったのが、前期の駅北復興まちづくり調査特別委員会の経過等を、委員の方が知っておられて審査しているのかというのがちょっと気になったもので、行政の説明でなくて、議会でのそういう経過というものも踏まえた中での審査が行われていたのか。

この3点について、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

ご質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。総務文教常任委員会との連携についての説明というのは、特にその部分だけではございません。

ただ、これまでの経過としましては、総務文教常任委員会の所管に係る部分に対しては、建設産業常任委員会では休憩中の中の扱いとしてやってまいりました。行政側と正副担当課との協議の中でも、そのところを確認して進めているというところがございます。報告といいますか委員会の中では、特にご報告するところはございません。

2点目のまとめたということは、どういうのかということでございますけども、様々な意見が

出ておまして、それを委員長のほうで、このようなことでよろしいかと皆さんのほうに諮って、皆さんのほうから了解をいただいたということでございます。内容については、今ご報告させていただいたとおりです。

次に、子育てについてですけれども、子育てのセンターではありますが、それ以前に、にぎわいの拠点施設ということで、そこに子育て支援センターを中心としたものをつくること背景について、行政から以前にも資料を示していただいております、また、11月24日には、委員長のほうから、その背景となる様々な計画について概略をご報告し、委員会の中で共有した上で審査をしたということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

1点目の件につきましては、要は連携してやる目的、そこが分からなかったのもう一度お願いいたします。

あとまとめについて、委員長のほうでこれで提案したというんですが、本来、委員長報告の中では、各委員長報告というのは、委員がたくさん意見言われた中で代表的なこと、またはここに、本会議場におられる委員の方に投げかけるテーマ、視点等が報告されるんですが、何て言えばいいんですかね、意見をまとめるということは、複数の委員がいるわけなので、それを1点にまとめるとなると、やはり集約等の行為が必要かなと思いますので、まとめるという表現が非常に違和感を感じたもので、その確認です。

あと子育てという言い方を私してしまったんですが、前回の特別委員会の際に、要はにぎわいの創出で各いろんな団体等からも聞き取りをしております。ただ、個々の意見はたくさんあったんですが、まとまった意見または事業者、団体等、組合等のまとまった意見がなかったから、行政がリードして子育てという方向に経過があったというふうに私は認識したもんですから、そういった経過を知った上での審査が行われてるのかというところの確認を、いま一度させていただきたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

ありがとうございます。3点、再度質疑をいただきましたけれども、答弁は先ほどと同じでございます。加えるとすれば、総務文教常任委員会との連携の目的については、総務文教常任委員長の東野委員長にお伝えしてございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

それが分からなかったので質問したわけですが、答える用意がないということなので、了解しました。いずれにしても、ちょっと今までの委員会の報告と少し形が変わったように受け止めたので、その点が気になったので質問させていただきました。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の10月21日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、地域医療体制についてで、内容は、医師、看護師及び医療技術者の確保対策についてであります。

担当課より、医師確保の取組として、1、医師養成資金貸与事業は平成20年度からの制度で、令和3年度までで14名に貸与し、そのうち6名の方が市内病院で勤務、修学中が5名、進路変更等により返還や辞退が3名となっております。2番目、糸魚川総合病院への補助は、常勤医師の家賃補助や非常勤医師の雇用に関する経費など、医師確保対策として2,000万円、専門診療医師確保対策に1,000万円、研修医受入支援として1人120万円、令和2年度は5名受け入れています。3番目、要望活動としては、富山大学へ医師派遣の要望を行うとともに、新潟県地域医療構想における糸魚川総合病院の位置づけ、機能維持についても各種会議で要望しているとの説明がありました。

また、看護師・医療技術者確保の取組として、1、医療技術者修学資金貸与事業は、合併後の平成17年度から令和3年度までに130名に貸与している。2、看護師等修学支援補助金は、令和3年度から開始し、入学金や授業料を補助する制度で、本年度は5名の方に交付している。3、看護師確保対策補助金は、糸魚川総合病院に勤務する看護師の家賃の自己負担額の半分を補助してい

る。4、医療関係職員定着支援事業は、糸魚川総合病院、よしだ病院や市内高校、県、市の構成団体とともに情報共有を図り、小中学校への出前授業や高校生の1日病院体験などの事業を行っている。令和3年度は、医療職紹介の動画作成を行っているなど、各事業の取組について説明がありました。

医師確保対策の取組では、委員より、医師養成資金貸与事業で改善など制度の見直しの必要についての質疑があり、月額30万円の貸与は、他市と比較しても見劣りするものではないが、利用のしやすさや周知などを考えていきたいとの答弁がありました。

専門診療医確保対策補助金についての質疑があり、富山大学に所属されている教授クラスの方が1名派遣され、糖尿病の専門医が糸魚川の地域医療のスキルアップを医学講座の一つとして行っている。今後どんな診療科が求められているのか、糸魚川総合病院と協議していきたいとの答弁でした。

地域医療構想についての質疑があり、富山大学から医師の派遣を受けている糸魚川総合病院は、富山県の地域医療構想に大変影響を受ける。国の重点支援区域への申請は、国の大きな枠組みの中で考えていただけるチャンスである。新潟県からは、富山県だけでなく石川県も含めた3県の大きな枠組みということも考えていきたいという話があるとの答弁でありました。

看護師・医療技術者確保対策の取組では、委員より、給与についての質疑があり、看護師、医療人材確保は、喫緊の課題であることは認識している。看護師の報酬を市が援助することは問題があり、厚生連については経営の問題もある。家賃の補助を現在行っているが、病院と協議をして、少しでも定着していただけるよう事業に結びつけたいとの答弁がありました。

このほか他若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

〈午前11時10分 休憩〉

〈午前 11 時 20 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 5. 議案第 86 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 5、議案第 86 号、令和 3 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 86 号は、令和 3 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 6 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 4,860 万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3 款民生費では、要援護世帯灯油代等助成事業の追加、7 款商工費では、いずれも新型コロナウイルス感染症の対応の、今すぐ U t a g e キャンペーン事業と誘客支援事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費は、第 2 表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長より説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

補正の内容につきまして、ご説明いたします。資料をお願いいたしますと思います。

お手元に配付いたしました議案第 86 号資料、一般会計補正予算（第 6 号）の概要をご覧ください。

1、要援護世帯灯油代等助成事業は、要援護世帯に対し、高騰している灯油代等の一部を助成するもので、助成額は 1 世帯当たり 5,000 円、対象世帯は、生活保護世帯及び本年度市民税非課税の高齢者のみ世帯、独り親世帯、障害者世帯であります。2,850 世帯を見込んでおります。

2、今すぐ U t a g e キャンペーン（コロナ）は、8 人以上の宴会などを実施した場合に市内共

通商品券を交付し、市内の飲食業の景気回復を図るものであります。商品券交付額は、1次会で1人当たり4,000円以上の宴会等の場合2,000円を、1次会のメンバーが、2次会開催4人以上で、1人当たり2,000円以上の宴会等の場合1,000円。対象期間につきましては、11月30日から令和4年4月30日までとしたいものであります。歓送迎会なども対象にしたいことから4月までとし、4月分につきましては、繰越明許費としたいものでございます。

3、誘客支援事業（新型コロナ対応）は、誘客宣伝支援事業補助金で、宿泊・飲食等の事業者の広告費を補助、補助率は2分の1、上限は10万円であります。

おいしい糸魚川宿泊キャンペーン補助金は、現在実施しております、今すぐGoToキャンペーンの期間を延長したいもので、11月30日までのものを年明け1月10日まで延長したいものであります。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

補正額は、4,860万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の31、要援護世帯灯油代等助成事業は、今ほどご説明いたしました灯油代等の支援といたしまして、扶助費1,425万円と事務経費を補正するものであります。

7款1項2目商工業振興費の82、今すぐU t a g e キャンペーン事業（コロナ）は、8人以上で宴会等を行った場合の市内共通商品券交付に係る費用で、事務費を含めまして2,060万円の補正になります。

3目観光費の誘客支援事業（新型コロナ対応）は、誘客支援宣伝支援事業補助金で300万円、おいしい糸魚川宿泊キャンペーン補助金で1,000万円、合わせまして1,300万円の補正になります。

次に、歳入について、ご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策基金の繰入金の追加、そのほか所要の一般財源につきましては、20款1項1目前年度繰越金で対応いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費は、今すぐU t a g e キャンペーン事業（コロナ）で、対象期間を令和4年4月までとしたいことから、4月分の費用を繰り越すものであります。

説明は、以上になります。よろしくご説明いたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

伺いたいと思います。

この一般会計補正予算（第6号）は、即決ということで、すぐやりたいということなんですが、要援護世帯に対する灯油代補助というふうなね、こういう切羽詰まったようなものについては、当然寒くなりますし分かるんですけども、2番目のU t a g eキャンペーン、これを4月末まで、歓送迎会も見込んでやりたいというふうな説明だったと思うんですが、それも人数の多いものを対象にと。

今、先日、高校生が1人感染者、市内でも出たと思うんですけども、この後、世界的には新しい形の感染しやすい、そういうウイルス、コロナウイルスが出てきているという状況の中で大丈夫なのかというのが率直な気持ちなんですが、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

市内をはじめ全国的にも、コロナの感染状況が現時点では抑えられているという状況のこのタイミングを捉えまして、これまで大変大きな打撃を受けておられます飲食店、特に大人数の団体ですとか、2次会のお店への流れをつくる。それとともに、その飲食代金の一部を市内共通商品券でキャッシュバックすることによりまして、それ以外の小売ですとかサービス業などにも波及効果をもたらしたいということから、この事業を進めるものであります。

今おっしゃったように当然この後、市内でも感染の状況が拡大してくるとか、そういうことになりますと、その時々状況を捉えまして、事業の継続、また中止・停止の判断は、していく必要があると考えておりますが、現時点では、年末年始に向けまして、ぜひ市内での消費を喚起したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

今の時点では、今ほど課長が言われたようなことも分からないでもないんですけども、この先の状況を見ながら、きちんと通常の感染防止対策といいますか、そういうものはきちんとやっていたきながら、感染がない状態の中でやっていくということにしないと、一旦広がり始めると、今度は大変なことになるので、大勢であればあるほど。ですから、そういう点はよく状況を見ながら、

適切に早くやめんきゃならんときは、早くやめると。そういうものを状況を見ながら適切に判断していただきたいと思います。趣旨は分かりますので、それは理解するんですけども、ぜひそういうことを考えながらやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、11ページの今すぐU t a g eキャンペーンの事業なんですが、全体的には、ありがたいと思うんですよ。

ただ、今すぐU t a g eキャンペーンは、1次会1人当たり2,000円分の商品券を出すという、これどういうふうにやるんですか。これをまず、説明がどういうふうにやるのか、聞かせていただきたい。

それから、その下の誘客支援事業については、これから忘年会、新年会のシーズンいよいよというときに、こういう事業があることは非常にありがたいことだと思います。多いにやって、やる気のある飲食店を支援してあげればいいと、つくづく思います。これは評価する。宿泊キャンペーンなんかもそうだけど、これが対象とする事業が、1事業者で2つ分を持つてる企業も対象になっていくのかどうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

まず、U t a g eキャンペーンの商品券のバックの方法であります。宴会等の計画された段階で、まず計画書を出していただきます。その計画書に基づきまして、それぞれ宴会等を開催していただいて、そこで支払いが終わるということになります。8人以上で1人当たり4,000円以上で宴会した場合に、そのお店から出されます領収証等、対象人数ですとか、日付、金額、人数等を明細を含めた領収証をこちらに実績報告として提出いただきます。その段階では、U t a g eキャンペーンと分かるチラシを持って写真撮影をしていただきます。実績報告書を精査いたしまして該当する場合には、代表者、申請された代表者、幹事さんになると思いますが、そこに人数分の商品券をバック、お送りさせていただくというものであります。

また、同日に4人以上で2次会へ行った場合には、それも同様ですけども、その実績報告書をつけていただきますと、1人当たり1,000円、2,000円以上の飲食で1,000円分の商品券をバックするというので、合わせて最大3,000円分の商品券がバックされることになります。その商品券につきましては、幹事さんの手で参加された方にお配りいただくか、適正に対応していただきたいと思いますし、その商品券によりまして、また、この市内共通商品券の使えるお店で、またさらに飲食、買物等をしていただく。ということで、市内での経済循環を図りたいとい

うふうに思っております。

それとあと、誘客宣伝支援事業につきましては、今この年末年始、また、この観光キャンペーン等を踏まえまして、市民並びに市外の方にも各お店の情報を発信していただきたいという観点から設定するものでありまして、2分の1で上限10万円ということでもあります。これにつきましては、組合等が出されるものも該当になりますし、個店が出されるものも該当になりますので、それらを有効にご活用いただきまして、市民並びに市外の方にもお店の情報を届けていただきまして、誘客につなげていただきたいというふうに考えております。

失礼しました。この補助金は、キャンペーンはキャンペーンで対応になりますし、誘客支援事業は誘客支援事業の対応になりますので、それぞれでお使いいただけます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そうすると、今すぐU t a g eキャンペーン事業は、利用者がそれで使うということになるね。だから、利用してもらおうお店じゃなくて、利用者のほうが手続をしなくちゃいけない。この場合、手続する方というのは、同じ方でもいいわけ、何回でもいいわけ、その辺お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

一度の宴会で1次会、2次会というふうにお使いいただくのは、そのときは1人1回になりますけども、また後日、設定いただければ、何回もお使いになれます。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

今すぐU t a g eキャンペーンについて、1つまずお伺いします。

既にこれが議決を通る前に糸魚川市ホームページ、それから、おしらせばんに掲載されたことで、飲食店に既に予約、仮予約とかも含めて、これがもらえないと損だからといってキャンセルの問合せがあったりとか、あと飲食店に、これについての問合せがかなり来てるそうなんですよ。飲食店について、この取組について、丁寧な説明がされてるかをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

このU t a g e キャンペーンにつきましては、忘・新年会のシーズンを踏まえまして、なるべく早く効果を出したいということから、議決前に一定の準備手続につきまして、ご理解いただく中で進めてきたところであります。

飲食店の方につきましては、新潟県の安全安心なお店の認証店が対象になるということから、対象になっていないお店も含めまして、通知を出させていただきまして対応してきたところでありますが、急な通知等でもありましたので、中には何といたしますか、ご理解をまだいただけてないお店もあろうかと思えますけれども、客観的に安全安心なお店ということをPRしていただく中で、ぜひ誘客に努めていただきたいということから、現在それなりのPRにつきましても、漏れのないように行っておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

8人以上となったことで、例えば今までの少人数で少しずつとって予約してた方が、無理やり狭い部屋に8人入らなければいけないとかいうことも出てくるかと思えます。なので、ぜひこの安全を守るために徹底していただけることを、再度周知をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

おっしゃるとおりでありまして、飲食に当たりましては、当然お客様側も安全安心な対策を取ることが前提でありますし、また、お店のほうも、今ほど申し上げましたように、新潟県のやっております安全安心なお店の認証を取っていただくということで、客観的に安全安心なお店ということもPRしていただく中で、自らも再度、安全安心をチェックしていただくということも必要になってくると思いますので、議員おっしゃるとおり安全安心、感染者を出さないようにうまく地域経済が回っていければいいかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

ありがとうございます。

あともう一つ、誘客支援事業の誘客宣伝支援事業について、今、年賀状を出す企業が時期となっております。例えばカレンダーを配ったり、これからすごく企業は、お得意様に対してダイレクトメールとか出す時期です。年賀状でよく新春売出しとか、例えば新年は何月何日から営業いたします。新春のプレゼントがありますというような、結構、年賀状で告知される方が多いと思ってます。この年賀状を出す場合、見積書というのは、郵便局から出ないですね、切手代とかは。その辺はどうしたらいいのかって問合せがあるんですけど、年賀状を使ったり、カレンダーを使った告知につ

いて、どのような手続をすればいいか、いま一度、説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

この補助金につきましては、今のタイミングを捉えてPRをしていただきたいというものでございまして、今言われたカレンダーにつきましては対象外であります。

ただ、年賀はがきを使用しましたPRにつきましては、一般的な挨拶ではなくて、例えば新春売出しをするための告知であったり、そういうものであれば当然対象になってくると思います。

あと年賀はがきにつきましては、郵便局の領収証、レシート等を添付していただいて、客観的にそれに利用されたというのが分かるようになれば対象になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

ありがとうございます。今すぐU t a g eキャンペーン、誘客支援事業について、インターネットを見ても、ちょっと分かりにくいという世代の事業者もいらっしゃいますので、もし問合せがあったときに丁寧な対応をしていただくことをお願いして、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第102号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第102号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第102号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新潟県人事委員会の勧告に準拠したいため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長より説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

それでは、議案第102号の内容につきまして、ご説明いたします。

令和3年10月15日に新潟県人事委員会による勧告が行われました。

勧告内容につきましては、地域情勢に応じた官民格差の是正という観点から、職員の手当につきまして、0.1月分の引下げの勧告が出されております。

なお、月例給につきましては、官民格差が小さいことから据置きというふうになっております。

それでは、本日配付させていただきましたA4版の資料に基づいて、説明させていただきます。

(1) 第1条につきましては、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、今年度12月に支給する期末手当について、0.1月分を減ずる内容となっております。

なお、令和4年度以降につきましては、今回引き下げます期末手当0.1月分を6月と12月の期末手当から、それぞれ半分ずつ、0.05月分ずつ引き下げることにいたします。

また、再任用職員につきましては、12月分の期末手当を0.05月分減額するものであります。

(2) 第2条につきましては、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、改正内容につきましては、期末手当を0.05月分引き下げる内容となっております。

(3) 第3条につきましては、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありまして、改正内容につきましては、特別職の改正内容と同様でございます。

(4) 第4条につきましては、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でありまして、改正内容につきましては、期末手当を0.05月分引き下げる内容でございますが、会計年度職員につきましては、年度ごとの採用でありますことから、県に準じて適用を令和4年4月1日からにしたいものであります。

なお、この改正によりまして、全体で削減額は、おおよそ2,000万円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、ただいま提案されました資料に基づいて、質問させていただきたいと思えます。

これは基本的に金額に直すと幾らになりますか。通常のところは0.1、特別職や議員は0.05、これ具体的金額に直すと幾らになりますか。それぞれ一般職、再任用職、それから特別職。それから特別職といったら誰を指すのかね、ちゃんと言ってください。それと第3条、第4条、それぞれ個別に、最後に合計を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答えいたします。

まず、一般職でございますが、平均いたしますと1人当たり3万9,000円の減額になる予定でございます。

それから、再任用職員につきましては、1人当たり約8,000円ぐらいの減額になる予定でございます。

それから、特別職でございますが、市長で4万7,150円の減額、副市長で3万6,225円の減額、教育長で3万3,120円の減額となります。あと議長につきましては、2万2,252円の減額、副議長につきましては、1万8,342円の減額、議員さんにおきましては、1万7,250円の減額となります。会計年度任用職員につきましては、約6,300円程度の減額になる予定でございます。

説明は、以上です。

〔「合計」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（渡辺 忍君）

すみません。総額合わせますと、影響額全体で約2,000万円になる予定でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

全部で0.1か月と0.05月分で、全部の合計が2,000万円の減少だということだよ。基本的に言って、幾ら国や県の方針だといえ、糸魚川市が置かれている現状というのは、非常に厳しい状況だよ。税収も不足している状態だ。ましてや、市民の中においてはK字型といっても、もう非常に下の底辺が広い。こういう糸魚川市の現状において、0.1だとか0.05だとかいう報酬の引下げ、いいか、言ってみれば高過ぎるだろう、ボーナスでしょう。普通の会社で、やっぱりこれだけ赤字になってくると、ボーナスが出てこないところ普通だよ。そう考えると高過ぎると思うんだけど、どう思う。

ちょっと待った。答えなけりゃ市長でいいですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

いろんな観点から考えた中で、いろいろ判断されると思うわけですが、しかし、我々はやはり人事院勧告であったり、人事委員会の基準にさせていただいてまいってるわけですので、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、今までもそうやって進めてまいりました。これからはやはりそういった全体の考えの中で、我々は決定させていただきたいということで進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

自分のボーナスの話だから、全員下向くよね。みんな気持ち的にやっぱり収まらないと思う。

医療従事者とか福祉の介護士だとか、みんな軒並みボーナス下げられてるよね。コロナで最前線で戦ってる人、もちろん飲食業や旅館業なんか、もともとボーナスなんかねえ。あるところだって、最大に絞られてる。その中で公務員だけが、やっぱり純粋にボーナスもらえること自体、おかしいと思う。それを当然と考えることも、おかしいと思う。国や県の準拠した数値であったとしろ、その中において、糸魚川市はこれでいいのかどうか。これもう一度、考えるべきであろうと思う。市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、やはり一定の考え方でいかなければいけない部分でございまして、私といたしましては、今までどおりの考え方で取り組んでいきたいと思っております。これは最近はないんですが、以前は地域経済の中においては、民間が上のときもあった。官が低いときもあった。そういうときもあるわけでございますので、今現在は、そういった今、議員ご指摘の感覚もあるのかもしれませんが。

しかし、ある一定の、やはり1つの基準を持ちながら、今進めてる状況でございますので、現状どおり進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

基本的に、今、糸魚川市の置かれてる状況は、官だからどうの、民だからどうのという話じゃないと思う。官も民も両方とも苦しいんだろうと思う。その中で、自分たちが0.1だとか0.05でいいのかという考え方は、当然として疑問として持つべきだ。それは職員の中でも組合があって、組合の中においては、当然値引きには応じられないと。その中で出たのが0.5だとか0.1だとか、特別職もそうだろう。それはそれで分らんわけでもない。労働者、しかるべき報酬をもらうべきだという、やっぱり自分はそう思ってるけど、だけど、糸魚川市が浮沈を賭けている状態の中で、当然のように0.05だとか0.01だとか、下げたからいいという考え方事態が気に入らんということだ。水かけ論になるから、これ以上言わないけど、このまんまじゃあ、みんなも済まないと思う。市民は怒るとるよ。本当に怒ってる。その状態というのを公務員としてしっかりと自覚するべきだと、私は思う。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

確かに討論はしなかった。けど、自分の質問の中では、明らかに反対を言ってる。それを簡易採決あるわけない。どう考えても起立採決せんならんでしょう。事務局長いながらどう思うんだ。そりゃやらんならんだろ。議長に言ってみろ。

○議長（松尾徹郎君）

了解いたしました。

〔「みんな立つなよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

本案の採決は、起立により行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、昼食時限のため暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

〈午前11時59分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7．議案第87号から同第89号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第87号から同第89号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第87号は、糸魚川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 88 号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び構成団体の共同処理をする事務への加入に伴い、規約を変更いたしたいものであります。

議案第 89 号は、契約の締結についてでありまして、青海中学校体育館大規模改修（建築）工事の請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は 1 億 8,150 万円で、契約の相手方は株式会社山岸組であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 議案第 90 号、同第 92 号及び同第 96 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 90 号、同第 92 号及び同第 96 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 90 号は、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、水道事業の経営安定化並びに水道料金体系及び加入金の統一を図るため、水道料金の改定等を行いたいことから、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第 92 号は、訴えの提起についてでありまして、自動車収去及び土地明渡し等に関する訴訟の提起について、議会の議決をお願いいたしたいものでございます。

議案第 96 号は、令和 3 年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でありまして、資本的支出について 253 万円増額いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第91号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第91号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤 麗議員の退場を求めます。

〔6番 伊藤 麗君退席〕

○議長（松尾徹郎君）

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第91号は、駅北広場の指定管理者の指定についてでありまして、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定管理者を株式会社イールーに指定いたしたいため、議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいま議題となっております議案第91号、指定管理者の指定について質問をさせていただきますと思います。

まず第一に、伊藤 麗議員が退席になってますが、どういうことでしょうか。

○議長（松尾徹郎君）

私から答弁いたしますが、伊藤 麗議員の関連するご親族の方が指定管理になるということで退席を求めました。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○17番（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

〈午後1時08分 休憩〉

〈午後1時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

117条の規定により、伊藤 麗議員の退席を求めたということですね。なぜ退席を求めなくちゃいけなかったか。これについては、親族、長女に当たるんですか、の方がイーラーのご息女、代表者であるというだよね。何で駄目かということだ。何で駄目なのか。そこについては、117条でも明確にうたってるよね。それは指定管理者たるものが、選挙制度に加担してはならんからだ。分かるよね。

さあそれでは、じゃあ何でそういう人と選んだかということだ。理事者側に聞くとすれば、何でそういう人を選んだか、これが1点。

2点目が、選挙違反等の関係では、非常に二人三脚で頑張られたという話を仄聞して聞いた。ということは、今後とも、それはあり得るのじゃないかというのを危惧する声が聞かれてきている。ということも危険性としてあるんじゃないかと。だから理事者として、そういう人を指定管理に選ぶということは、正しいか正しくないか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

まず、今回の駅北広場の関係ですかね、そちらのほうの指定管理の募集をかけたところ、1者の方の応募ということで、イーラーさんが手を挙げていただいております。その関係につきましては、公の施設の指定管理のほうの選定委員会等ございますので、そこでも諮りまして、今回、議案のほうに提出という運びになっております。

また、そこをなぜ選んだかといいますか、議員さんとの絡みということになりますが、こちらのほう、総務省のほうの見解も出ておるんですが、指定管理者に管理権限を委任するものでありますことから、また、地方自治法に基づき、請負には当たらないということで、指定管理の請負といいますか、指定管理の指定については、問題ないということで考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ここではっきりしておいてほしい。頼むね発言に例を取る。今回、伊藤 麗議員の親族がなられるということで、そういうことを懸念はされているのか。また、そういうことはしないように申し立てているのか。そこら辺のちゃんと線引きがしっかりしているのか。これが1点目。

2点目が、イールーしかいなかったってことだよ。ということは、今回の管理責任含めて条件が厳しすぎるんじゃないか。金額については、同じ金額なんだよね。年数も同じ年数なんだろ、3年か、5年か。最初3年やって、次、5年という話だった。でも今回は、最初から5年という話だよ。5年やれと。5年間に関わる経費というのは、幾らぐらいなのか、これが2点目。

3回で終わりですよ。だから、これをしっかり答えてもらって、採決することになる。基本的には、何でもここだけしかいなかったかというところ、問題だろうと思う。何かどうも、その辺がしっかりして、話をして、しっかりしてほしいと思う。3回目だし、これは建設産業常任委員会に付託になる話だろうと思うから、それはそれでいいけど、どうなるか。

以上、2点のところだけ明確に答えてもらう。これが最後の質問だから、しっかりと答えてもらえるように。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えさせていただきます。

まず、なぜイールーさんだけだったのかというところに関しましては、私ども広く公募で申込みを募りまして、所定の期限内にお申込みいただいたのがイールーさんだったという以外は、少し私のほうから、なかなかコメントできないところでございます。

あと金額に関しましては、昨年度までの指定管理料に関しましては、光熱水費がどれぐらいかかるかが分からなかったものですから、市の負担として、光熱費は別に分けておりました。

ただ、2年間やる中で、その辺りが見えてきましたので、大体今までの指定管理料に光熱水費を足した金額約1,720万程度を見込んでおります。

年数につきましては、今、議員3年とおっしゃいましたが、最初の1期目の指定管理者につきましては、私どもも方向性とかなかなか見えんところもあったもんですから、2年という業務でおりました。

ただ、2年間やってきまして、今の指定管理者のBASE968のやり方とか、市民への使われ方というのも分かってきましたので、より少し腰を落ち着けて、にぎわいに取り組んでいただくということで、標準的な5年というものを今回、5年というものを定めて募集をしたところでございます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

伊藤 麗議員の退場を解きます。

〔6番 伊藤 麗君着席〕

日程第10．議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第93号、同第94号及び同第97号から同第99号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第93号は、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、し尿くみ取り量の減少により経費が割高となることから、し尿くみ取り手数料を引き上げる改正をいたしたいものでございます。

議案第94号は、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額の改正等のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第97号は、令和3年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億7,426万2,000円を増額いたしたいものであります。

議案第98号は、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ219万6,000円を増額いたしたいものであります。

議案第99号は、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ242万1,000円を増額いたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 11. 議案第 95 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 11、議案第 95 号、令和 3 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 95 号は、令和 3 年度一般会計補正予算（第 7 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 9 億 2,973 万 1,000 円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なもの、2 款総務費では、一般管理費職員人件費と高速バス確保対策事業（新型コロナ対応）の追加、4 款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、8 款土木費では、道路除排雪事業の追加、11 款災害復旧費では、県営現年農業用施設災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正は、第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11 番（保坂 悟君）

それでは、質問させていただきます。

議案書の 26、27 ページ、事業ナンバー 73、観光施設管理運営事業（新型コロナ対応）、74、シーサイドバレースキー場管理運営事業、75 番、柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ）とあります。特に聞きたいのは、これ多分コロナ禍におけるリスク分担に関わる予算かと思っております。私、決算審査特別委員会の委員長として、集約事項の中で指定管理の場合のリスク分担については、事業所の努力や工夫を見なくては判断がしづらいというふうに考えておまして、ただ金額だけまとめて割合で出すという説明だけでは、なじまないという集約をさせていただいて

おります。

そこで、今回、委員会付託になるわけですが、そのときにしっかり各事業所の工夫なり努力なりというのが見える形、多分、費目別にきちんと数字を出して説明していかないと、議会のほうにはなかなか理解が難しいのではないかとということで、その確約がいただけるのかという質問です。

2点目は、権現荘に関しましてですが、権現荘の指定管理者は、第3セクターの能生町観光物産センターになります。能生町観光物産センターの中には、カニ販売、魚販売、あとお土産等の扱ってるお店がございます。そういったところが権現荘に納品されてるという話も聞いております。そういった場合の金額の設定であるとか、そういったルールというのがきちんとされた中での指定管理なのか。要は営業体が、3部門になるわけですね。権現荘、第3セクター、あと小売店という、そういうルールが決まった中でやっておられるのかというところがちょっと疑問なので、そういったところも説明していただければと思います。

以上、大きく2点であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

まず最初の1点目について、私のほうからご説明させていただきます。

保坂議員おっしゃったことは、決算審査の中で受けておりますので、なるべく分かりやすい資料について提出のほうをしてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

能生町観光物産センターマリンドーム能生の区分について説明させていただきます。

そちらのほうではきちんと事業、中のマリンドームとしての事業、また、セブンイレブンとしての事業、宿泊部として権現荘としての事業が、それぞれ独立して行っておりますので、各会計上、お金が移動していくものというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

1番目のほうで資料を提出していただけたということで、とにかくリスク分担で本来、指定管理者に関しましては、経営体が個別の経営体ということで、あんまり詳しい数字は出しにくいのかと思いますが、ことリスク分担に関しましては、やはり丁寧な説明が必要かと思っておりますので、ぜひ委員会で提出をお願いいたします。

2番目のほうの権現荘、第3セクター、また小売店の関係ですが、要は各独立した経営体というのは分かるんですが、観光物産センターが真ん中に入ってることによって、営業利益というも

のを観光物産センターで上げていくのか、小売店で上げていくのか、権現荘で上げていくのかによって、仕入れに対して安く納入できるようになっているのか。それとも、あくまでも個別の納入になってるんだとかと。この辺が見えにくいんですね。そういったところら辺の努力についても見えるようにしていただけると、非常に議会としては判断しやすいのかなということで、お願いであります。

ここで今、資料出せというわけではございませんので、委員会のときには、そういった仕入れの動き等についてもしっかり分かりやすく説明していただければと思います。最後は要望にしときますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

では、議案95号、3目の観光費、今の保坂議員と同じところですが、特に権現荘について、柵口温泉の取組について、ご説明をお願いしたいと思います。

まず1点目、補填するわけだ、権現荘に対してね。この補填の内訳、何で補填する。そこを明確に。

たしか昨年の7月の話だと、4、5、6で3,000万だったよね。その前で360万だっけ、660万だっけ、その内訳って教えてくれ。それで、今回はどういうふうにして内訳が違うのか。これが1点目。

2点目が、今、保坂議員に対して出たけど、この基本的な赤字分については、しっかり計算できてるのかい。しっかり計算できてるのか。マリンドリーム能生と権現荘、本来は、しっかり分かれてなくちゃいけない話だよね。決算審査のときにもらった表だと、2つがごっちゃになってるわな。ただ、それは指摘した。

今言う魚の買取りの価格だってそうだろう。実際、手に入れた資料によると、現状の相場より2割高、2割増しの納入価格だ。それはどうなってるの。

まずは、その点についてお答えいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

決算審査の際に、非常に分かりづらいということでご指摘を受けておりますので、今回の指定管理料の計算の方法について、お伝えさせていただきたいと思います。

令和2年度におきましては、総合的な赤字から、国・県の補助事業を引いたが額を全て補填するというような内容になっておりました。

ただ、この内容が非常に好ましくないというご指摘を受けましたので、今回の令和3年度の考え方について、説明させていただきます。

令和3年度におきましては、コロナの影響があると思われた4月から10月まで、この4月から10月までの間の赤字額を計算させていただきました。この赤字額におきましては、マイナスの2,975万7,000円。ただその際に、国・県等から支援分がありますので、これが461万7,000円。その差額につきましては、2,514万円という金額になりますが、昨年度の考え方という、この金額を補填していたということになります。

今年度におきましては、コロナの影響がなかったと思われる平成29年から令和元年まで、この間の4月から10月の平均的な収支について計算させていただき、権現荘におきましては、その間の平均的収支が、4月から10月の合計がマイナス799万6,000円だったことから、先ほど申しあげました2,514万円から、平成29年から令和元年まで赤字だった分については、赤字という判断をさせていただき、その金額を差し引いた1,710万円の補填をさせていただくという計算になっておるということでございます。

2点目につきましては、マリンドリームの役員会等にも私のほうで出席させていただいております。各部門につきましては、それぞれ独立した計算をしまして、それらの合計が1つの表としてまとめられているので分かりづらいですが、各部門ごとには独立した計算になっております。

先ほど古畑議員のおっしゃった仕入れ額については、大変申し訳ありませんが、詳しく把握しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

2,517万5,000円か、5万円か、から赤字相当分を、権現荘の単独の赤字と見られる分を引いて1,710万円を担保したと、補填するという考え方で。この金額については、年間を通じてということなのか、そこが、まず第1点、年間を通じているかどうか。だとしたら、前回は、僅か3か月分で3,000万になっているのはおかしいや。この計算でいくと明らかにコロナで赤字になったという金額。それと前回は、3か月で3,000万円にも当たる。それは年間ではなくて1か月相当の金額だった。掛ける3か月だ。そこの整合性どうだろうか。これが絶対におかしいよね。

それから、今の仕入れを把握してないというのは、おかしいじゃない。絶対おかしいだろう。そこは絶対に能生事務所として検査に入らなくちゃいけないはずだ。もともと赤字だったというところで、何で赤字になるか分からんと言われてる施設だ。固定資産税もなければ償還金もないんだよ。基本的に光熱費と人件費だけだ。あとは予約に合わせて食材を入れればいいんだから。その食材は、1人頭計算すれば済む話だ。掛ける何人だ。掛ける何百、掛ける何千だ。だから、赤字になるはずがない。なのに赤字だ。コロナの影響があるとしてもいいだろう。にしたって、解せない話だな。

本当の赤字は、幾らだったのか。予算そのものにしてみたって、不正会計等をやってるんじゃないか。そんなことございませんで突っ張るなら、突っ張ってもらわな。こっちも言った手前、それ相当の資料を持ってきて、勝負したいと思います。その辺どうだ。素直に言うなら今のうちだぞ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えします。

昨年と、令和2年と令和3年度の大きな違いにつきましては、令和2年は5月のゴールデンウィーク付近は、完全に休業していただくというような対策を取っておりました。比較的収入が入る見込みのその時期に休業したことによって、大きく前回の資料では、令和2年の資料では、その部分が大きくなっているものというふうに思っております。今年は完全な閉鎖ではなくて、緊急事態宣言やまん延防止地区からの来館を遠慮していただいたということになっておりますので、比較的運営が、まだ回っております。

ただ、先週金曜日の役員会のほう参加させていただきましたが、その中でも今年度のトータルの赤字は、昨年度と同額程度の3,500万ぐらいになるのではないかというような見込みが出されておりました。年間トータルでは、やはり同じぐらいの金額になりそうだというふうに聞いております。

また、後半のほうの資料につきましては、先ほど申し上げましたように手元にございませぬので、調べて、また委員会等の終わりに提出させていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員会のほうに出されるというなら、それもしょうがないと思うけど、これは補正予算だよな。今月だから、本定例会の最終日には決まる話だ。だけど、現在の流れに応じて、やっぱり疑わしきところは明確にしないと、おかしな話になる。権現荘だけは、どうにも納得できない、この会計そのものがね。会計自体も、基本的には、果たして正確なものなのかどうなのか、能生事務所長としては、しっかり見んならん。何でか。糸魚川はやっぱり糸魚川市民の代表としてだ。これは見んならん話だ。株式で50%の株式を持つとるわけだろう。

井川副市長、あなたはそこの代表だ。代表取締役か代表か、代表取締役は池亀さんになるんか、そういうことから、内容というのはしっかりしてもらわなくちゃ困るぞ。その辺、いいかい、これが最後なんだから担当の代表としてだ、井川副市長、ご自身でしっかりやってくれると、はっきりと明言してほしい。それに応じた、建設産業常任委員会の担当だけど、コンプラでも取り上げると言ってる。コンプライアンス特別委員会の中で、しっかりと資料を提示したいと思う。だから、井川副市長とすれば、健全経営かどうかだけははっきりと言ってもらえればいい。どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

お答えいたします。

今回、補正予算として出させていただいた分につきましては、あくまで新型コロナウイルスの影響によって受けた損害というか減収分について補填させていただくという趣旨でございます。その中身については、あくまで平成29年度から31年度までのコロナウイルスがなかったときの状況と比較して、減収分を補填するという考え方なんですけども、それについては何度も申し上げますが、新型コロナウイルスの影響を受けた分のみの補填という考え方で、しっかり精査をして対応させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご承知願います。

日程第12．陳情第5号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、陳情第5号を議題といたします。

本定例会において取り扱うことになる陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。ただいま議題となっております陳情第5号は、建設産業常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

〈午後1時41分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員